

鹿児島市安心安全通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市が設置する小学校及び中学校（以下「鹿児島市立学校」という。）に、交通安全を理由に公共交通機関等（次条第1項第2号に定める公共交通機関及び通学用バス等をいう。以下同じ。）を利用して通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において鹿児島市安心安全通学費補助金（以下「補助金」という。）を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒の保護者とする。ただし、通学用バス等については、通学に利用する公共交通機関の運行がされていない場合（所要時間、運賃等を勘案し、合理的な経路による公共交通機関の運行がされていないと市長が認めるときを含む。）に限るものとする。

- (1) 鹿児島市立学校に校区内から通学する者（鹿児島市全域を通学区域とする学校に通学する者は除く。）
- (2) 片道の通学距離（住居から学校までの最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の距離をいう。）が児童にあつては4キロメートル未満、生徒にあつては6キロメートル未満で、路線バス、軌道若しくは鉄道（以下「公共交通機関」という。）又は児童生徒の保護者等で構成する団体がバス事業者等に委託して運行する通学用バス等（以下「通学用バス等」という。）を通学定期券若しくはこれに相当する乗車証又はICカード乗車券（公共交通事業者が発行する運賃収受用のICカードをいう。以下同じ。）を利用して通学する者
- (3) 通常の通学路に歩道整備の不十分な箇所が連続してあり、通学時間帯の交通量が多いため徒歩又は自転車により通学することが困難であると学校長及び教育委員会が認める者

2 前項の規定にかかわらず、他の法令等により通学費の援助の対象となる者の保護者は、補助金の交付を受けることができないものとする。

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、通学に利用した公共交通機関等の利用に要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、各学期の初日から起算して1月ごとに算定するものとする。

2 公共交通機関を利用する者に係る1月当たりの補助金の額は、有効期間を1月とする通学定期券の額（当該通学定期券の期間が鹿児島市立学校管理規則（昭和42年教育委員会規則第17号）第53条第2項第1号から第5号に定める期間（以下「長期休業期間」という。）

)を含むときは、長期休業期間を含む1月の通学定期券の額と登校すべき日数に公共交通機関の旅客運賃の2倍に相当する額を乗じて得た額のうちいずれか低い額)に相当する額の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。以下この条において同じ。)を限度として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 定期券利用者に対する補助金の額 通学定期券の額(当該通学定期券の期間が長期休業期間を含むときは、当該通学定期券の額を当該通学定期券の期間の日数で除して得た額に長期休業期間の日数を乗じて得た額を控除した額)の総額の2分の1に相当する額とする。

(2) ICカード乗車券利用者に対する補助金の額 通学に要した公共交通機関の運賃の額の総額(公共交通事業者による運賃の割引がある場合は、当該割引後の額)に11分の10を乗じて得た額の2分の1に相当する額とする。

3 通学用バス等を利用する者に係る1月当たりの補助金の額は、近傍の公共交通の状況を勘案して市長が定める額を限度として、児童生徒の保護者が負担する額の2分の1に相当する額とする。

(資格認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、毎年度指定された期日(転居その他の理由により年度の中途補助金の交付を受けようとする者については、市長が別に定める期日)までに、安心安全通学費補助金受給資格認定申請書(様式第1)を学校長を経由して市長に提出しなければならない。

(認定の可否)

第6条 市長は、受給資格の認定申請があったときは、内容を審査のうえ、受給資格の認定の可否を決定し、安心安全通学費補助金受給資格認定(非認定)通知書(様式第2)により、その決定の内容及びこれに付した条件を、学校長を通じて当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により受給資格認定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、各学期ごとの、指定された期日までに学校長を経由して通学の実績について市長に報告しなければならない。

2 規則第26条の規定により、前項の規定による実績報告に係る様式については、安心安全通学費実績報告書(様式第3)によるものとする。

(補助金の支給額の決定通知)

第8条 市長は、補助金の実績報告があったときは、内容を審査のうえ、安心安全通学費補助金支給額決定通知書(様式第4)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求書の様式の特例等)

第9条 前条の規定により通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、指定された期日までに学校長を経由して安心安全通学費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 規則第26条の規定により、補助金の交付請求に係る様式については、安心安全通学費補助金交付請求書（様式第5）によるものとする。

（申請内容の変更）

第10条 補助対象者は、安心安全通学費補助金受給資格認定申請の内容に変更があったときは、申請内容の変更届（様式第6）により、学校長を経由して市長に提出するものとする。

（交付申請等の省略）

第11条 規則第25条の規定により、規則第4条に規定する補助金等の交付の申請、規則第5条に規定する補助金等の交付の決定、規則7条に規定する決定の通知及び規則第15条に規定する確定通知については、省略するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。